

事業主各位  
担当者各位

仙台卸商健康保険組合

## 健康保険証の廃止について（お知らせ）

時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針（マイナ保険証利用に移行）に基づき、**保険証は令和6年12月2日に廃止され、新規発行は終了となります**のでお知らせいたします。

ただし、**廃止時点でお手元にある有効な保険証は最長1年間（令和7年12月1日まで）使用することができます**（経過措置）。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を利用できる状態にない方は、健康保険組合から「**資格確認書**」が交付されますので、医療機関等を受診される際に窓口でご提示願います。

また、加入者の皆様が自身の健康保険の加入状況を把握できるよう「**資格情報のお知らせ**」が健康保険組合から送付されます（下記参照）。

以上につきましてご理解いただきますとともに社員の皆様への周知などにつきましてご協力賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 「資格確認書」の発行について

【目的】マイナ保険証による資格確認ができない場合の代替措置として、必要とする方へ発行します。

【対象者】①マイナンバーカードを取得していない方、②マイナンバーカードは取得したが健康保険証利用登録をしていない方、③マイナ保険証利用登録していても諸事情で必要な方（施設や介助者に預ける場合等）

【実施時期】上記①②の方へは、令和7年10月頃に自動発行を予定。③の方は、別途申請が必要になります。

【送付方法】現行の保険証同様、事業主様経由で交付（任意継続の方は直接本人へ送付）

【その他】令和6年12月2日以降に新規資格取得される方には、必要とする方のみ交付となります。（資格取得届・被扶養者異動届にその旨を記載。）

#### 2. 「資格情報のお知らせ」の送付について

国の方針により、マイナンバー総点検を経て、加入者様の情報が正確に登録されていることをご本人にお伝えし、安心してマイナ保険証をご利用いただくことを目的として「資格情報のお知らせ」を送付いたします。通知は原則1度限りです。

【実施時期】 令和6年9～10月

【対象者】 全ての加入者

【送付方法】 国の方針により、被保険者と被扶養者お1人毎封緘し、原則、事業主様経由（任意継続者等は、直接ご本人宛）

#### 3. 事業主様へのお願い

○事業所宛てに「資格情報のお知らせ」が届きましたら、社員とご家族へ配付をお願いいたします。

○引き続き、資格取得届・被扶養者異動届の速やかな届出をお願いいたします。

⇒届出をもとに組合が個人番号等を登録するまでの間、マイナ保険証が使えません。

個人番号を記入し、事実発生の5日以内に届出をお願いいたします。